

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

1. WIPO関係

①第48回加盟国総会

2010年9月20日～29日（於：ジュネーブ）に開催。SCCR等を含め、各委員会の報告及び議論が行われた。

一般総会初日のハイレベル会合の冒頭において、スティービーワンダー氏が、SCCRで議論が行われている視覚障害者の権利制限の国際的枠組みについて、その必要性を演説した。

また、ガリWIPO事務局長も演説を行い、ステークホルダープラットフォーム（出版団体やWBU (World Blind Union) によって視覚障害者の著作物へのアクセスの向上について議論が行われている場）での議論を評価する旨を発言。また、国際的な法的な枠組みに関する取組として、まだ多くの議論が必要であるが、視覚障害者の出版物へのアクセス、視聴覚的実演、放送、フォークロアと伝統的知識等があることも発言した。

（著作権等常設委員会（SCCR））

昨年の総会から今回の総会までに行われた2回のSCCRと関連の非公式会合の状況について、事務局が報告資料に沿って説明。我が国からは、視聴覚的実演及び放送機関の保護に関する議論の必要性を訴えるとともに、権利の制限と例外について、活字障害者のアクセスの向上は重要であり、①議論の範囲を狭めることの有用性、②スリーステップテストの範囲内で議論すべきこと、③各国の柔軟性を確保すべきことを発言。今年6月に行われたSCCRでコンクルージョンがまとまらなかったことを事務局の報告書に追記すべき旨の指摘があり、追記した上で、報告書が採択されることとなった。

（遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC））

我が国より遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現の保護が重要であり、IWG（会期間作業部会）を行った伝統的文化表現について、保護することの重要性については我が国も同じ認識であるが、適切なバランスを慎重に検討する必要があることを発言。各国からも7月に行われた伝統的文化表現のIWGを評価。しかしながら、国際的な保護の枠組みについて、EU、米国が明確に法的拘束力のないものを求める一方、アフリカグループをはじめ途上国各国は法的拘束力がある枠組みを求める旨の発言。特段歩み寄りは見られなかったが、総会の報告書としては、事務局作成の報告書が採択されることとなった。

②第20回著作権等常設委員会（SCCR）

2010年6月21日～24日（於：ジュネーブ）に開催。本会合では、前回と同様に、権利の制限と例外、視聴覚的実演の保護、放送機関の保護について議論を実施。

権利の制限と例外については、WBU (World Blind Union) 提案をベースとしたブラジル、エクアドル、パラグアイ、メキシコの共同提案、米国案、アフリカグループ案、EU案の4つが提示されており、具体的な議論が進み始めたが、対象や法的拘束力の有無に関しては、各国の態度は大きく異なるため、歩み寄りにはさらなる議論が必要となる。ブラジルらはタイムテーブルを提示して進展を求め、米国も今までに提案されている4案の統合テキスト (merged text) を作成することを提案しており、本会合においては4案が個別に議論されるにとどまったが、今後、より具体的な議論が進められる予定。

視聴覚的実演の保護については、今回は議論に特段多くの時間が割かれることもなく終了した。基本的には、19条の暫定合意を基礎とする点は一致しているものの、2000年の外交会議からの変化を盛り込むべきか否かという点において意見の違いは残されたままとなった。一方で、次回SCCRにおいて、具体的な修正・追加意見やタイムテーブルについて議論を行うことを前提に、具体的な作業スケジュールについて確認がなされた。

放送機関の保護については、長期にわたって議論され続けている点について、議長や事務局が懸念を表明し、タイムテーブルやインターセッショナルな議論を行う必要性について各地域グループで議論するよう働きかけを行っていたが、前向きな意見はあまり見られなかった。一方で、今まで頑なに姿勢を維持していたインドが議論を行うこと自体は受け入れる姿勢を示した。

しかしながら、結論文書をまとめるに当たり、①放送機関の保護に関し、次回SCCRまでに非公式協議を開催すべきか、②権利制限と例外に関し、視覚障害者に対する措置を他の教育、図書館等よりも優先的に取り上げるべきかの2点について合意に至らず、結論文書はまとめられないまま今回の会議は終了することとなった。

③ 第1回 遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会 会期間作業部会 (IGC/IWG)

2010年7月19日～23日 (於：ジュネーブ) に開催し、伝統的文化表現 (TCES) に関し、条文ベースの議論がなされた。

本作業部会は、何らの決定をする場ではなくIGCにおける決定に向けた議論を促進するための場として開催され、参加者については各国から登録されるが個人の立場で発言する専門家の位置づけとされた。このため、各国の立場の違いは発言の中に現れつつも、合意形成のための交渉等は行われなかった。

具体的には、事務局が準備した作業文書の審議が進められたが、様々な意見が出されたため、議長の提案で条項のまとめりにドラフティンググループが結成され、最終日の朝までに修正条項案がまとめられた。

その後、ドラフティンググループ作成の修正条項案にも様々な意見が出され、アフリカグループから追加のオプション案の提案もあったことから、以下の3部構成の報告書を作成し、次回IGCに報告されることとなった。

第1部：非公式ドラフティンググループが作成した修正条項案

第2部：サマリーレコード

(1部の修正条項案に対し、最終日に出された質問やコメント、懸念などを記録したもの)

第3部：追加のオプション案

(1部の修正条項案で提示されているオプション以外に、他の専門家から最終日に出されたオプション案をまとめたもの)

2. APEC関係

①知的財産専門家会合 (IPEG)

2010年9月7日、8日に第31回IPEG会合が仙台で開催された。知的財産に関する政府関係者が出席し、セミナーや調査の提案・状況の更新、各国・地域の知財関係施策の情報交換等を実施。著作権にも関係する事項は以下のとおり。

韓国から、累進責任法(インターネット上で繰り返される著作権侵害に対する効果的な政策手段)について、制度開始後の現状報告がなされた。韓国によれば、文化スポーツ観光省(MCST)からの警告は書面で、1年に4回程度発出、また、著作権センター(KCC)からの警告は随時メールで送信されており、警告により対応がなされており、オンラインサービスプロバイダー(OSP)も非常に協力的であるとのことであった。

中国から、インターネット環境における著作権保護の問題に関し、法的整備、執行、普及/啓発等のこれまでの動きについての説明がなされた。今後の改正予定については、特に検討をしていない、とのことであった。

チリからは、権利制限と例外に関する報告書の次のステップとして、ワークショップの開催の提案があった。一部の国からの支持があったが、ワークショップの内容に関し詳細について精査が必要であるとのコメントもあったため、事案の承諾は次回会合に持ち越されることとなった。

来年のAPECは米国で開催予定であり、IPEG会合は2011年3月4日～5日に米国・ワシントンDCで開催される予定。あわせてABAC(APECビジネス諮問委員会)との対話が3月3日に予定されている。

了